

科目等履修生 出願前チェックリスト

本学の科目等履修生への出願にあたり、出願資格等、事前に各自で確認いただきたい事項を挙げています。1～3の事項に☑が付くことを確認した後、出願手続きを進めてください。

1. 入学資格の確認

●学部の授業を履修したい場合

高等学校を卒業している (or これと同等以上の学力を有している) → 2.へ進む

●大学院の授業を履修したい場合

大学を卒業している (or これと同等以上の学力を有している) → 2.へ進む

2. 受講目的の確認

●教員免許状取得のために履修したい場合

★教職実践演習を履修することはできません。

★教育実習（特別支援教育実習を除く）および介護等体験は、本学の卒業生・修了生に限り、履修することができます。

現職教員（非常勤講師を含む）である → 3.へ進む

教員養成学部の卒業生である → 3.へ進む

下表の条件を満たしている → 3.へ進む

取得希望の免許種	条件
1種免許状	当該免許状の所要単位の4分の3以上を修得済みであること。
2種免許状	当該免許状の所要単位の2分の1以上を修得済みであること。
専修免許状	当該免許状の所要単位の5分の4以上を修得済みであること。

☞条件を満たしているかどうかの確認は、教育職員免許法等及び「学力に関する証明書」（教員免許状取得に必要な科目名や単位数が記載された証明書）をもとに、各自で行ってください。

●勉学のために履修したい場合

→ ご確認いただきたい事項はこれで終了です。出願時期、費用、履修可能な単位数等について、別紙の「科目等履修生ガイド」を確認の上、出願手続きを進めてください。

3. 【受講目的が教員免許状取得の場合】事前に確認いただきたい事項

1) 教員免許状の個人申請について

申請先や個人申請の大まかな流れについて理解している。→ 2) へ進む

☞ 教員免許状の授与は教育委員会が行いますので、現住所の都道府県（教員として勤務している場合は勤務校のある都道府県）の教育委員会に対し、個人申請をする必要が

あります。申請方法等については、各都道府県の教育委員会のホームページをご確認ください。

2) 適用法令

□教員免許状の個人申請にあたり、適用される教育職員免許法等について、現在の免許法（新法）であるのか、それ以前の免許法（旧法）であるのかを確認し、理解している。

→ 3) へ進む

☞ 教育職員免許法が改正されたことに伴い、教員免許状の取得要件が変更されています。そのため、新法が適用される方は大学等の在籍時に不足していた科目に加え、新たに科目の追加修得が必要になる場合があります。追加修得の有無については、卒業大学等から「学力に関する証明書」を発行し、都道府県の教育委員会にご相談ください。（旧法が適用される方は、在籍当時、免許取得に必要な単位をすべて修得した方に限ります。）

3) 必要科目および必要単位数等

□教育職員免許法や教育職員免許法施行規則等及び「学力に関する証明書」（教員免許状取得に必要な科目名や単位数が記載された証明書）をもとに、免許状取得のために必要な授業科目や単位数等について確認し、理解している。

→ ご確認いただきたい事項はこれで終了です。出願時期、費用、履修可能な単位数等について、別紙の「科目等履修生ガイド」を確認の上、出願手続きを進めてください。

☞ 3) の事項は、出身大学等から「学力に関する証明書」（教員免許状取得に必要な科目名や単位数が記載された証明書）を入手の上、現住所の都道府県（教員として勤務している場合は勤務校のある都道府県）の教育委員会に相談することで確認することが可能です。なお、教育委員会へ相談する前に各都道府県の教育委員会のホームページの記載内容を確認するようにしてください。

※ご不明な点は、下記の間合せ先までご連絡ください。

【本件に関する問合せ先】

福岡教育大学 教育支援課 総務グループ

TEL:0940-35-1246

E-Mail:kyouscho@fukuoka-edu.ac.jp